



ALPS

CAREER

>>> 仕事

キャリアデザイン時代に向けた組織の取り組み 第4回

「地域貢献応援制度」による 職員の地域活動推進

神戸市における働き方改革

神戸市役所では、市民のために高いパフォーマンスを発揮する市役所になることや、市役所全体が明るく、風通しの良い、働きがいのある職場になることを目的として、職員の「働き方改革」を積極的に推進しています。組織としても、職員一人ひとりにおいても、後ろ向き姿勢ではなく、前を向いて常に開放的なマインドを持つて仕事に取り組むことが重要であり、働き方改革を確実に着実に進めていくことにより、これらを実現していきたいと考えています。

働き方改革に関連する取り組みとして、育児や介護に携わる職員が働きやすい環境を整えるのはもちろんのこと、そうではない職員についても、自己啓発活動などと仕事との両立がしやすくなるよう、在宅勤務やフレックスタイムなどの制度を整備し、多様で柔軟な働き方の実現を目指しています。

す。これらの取り組みに加えて、多様な働き方を後押しする制度の一つとして、職員の地域活動への参加を後押しする「地域貢献応援制度」があります。

自治体における 職員の地域参加の推進

自治体において、職員の地域参加を広げていく上で課題となるのが、地方公務員法上の営利企業への従事等の制限です。任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営んだり、一定の地位に就いたり、報酬を得て事務事業に従事してはならないという制限は、それ自体合理的なものでありますが、その許可要件や市役所としての活動に対する考え方が職員に十分に伝わっていないければ、自治体職員が仕事以外の業務や活動をしてはいけないという風に受け取られ、地域活動に参画する上での暗黙の制約となりかねません。

そこで神戸市では、職員が社会通念上妥



神戸市行財政局組織制度課長
小西 啓輔

○ [こにし・けいすけ] 平成5年神戸市役所に入庁。給与制度関連業務や秘書業務、神戸市医療産業都市推進事業等に従事後、令和2年より現職。市の組織定数の管理のほか、フレックスタイム制・在宅勤務制度・地域貢献応援制度などの各種制度や職員の勤務条件の整備を所管している。

当な範囲で報酬を受け取り、地域団体やNPO法人等が運営する事業に従事したり、ソーシャルビジネスを起業したりすることを想定した「地域貢献応援制度」を平成29年4月に創設しました。営利企業への従事等の制限に関する許可の類型を明確に示すことで、職員の地域活動への参画を応援していきたいという期待が込められています。

「地域貢献応援制度」の概要

「地域貢献応援制度」は、地方公務員法上における、営利企業への従事等の制限の許可について、柔軟に運用することを目指したものであり、

- ①報酬等を得て行う、公益性の高い地域貢献活動であり、
- ②社会的課題の解決を目的とし、地域の発展・活性化に寄与する活動であること、の両方を満たすものを対象活動としています。



- その他の要件として、
- ①勤務時間外、週休日及び休日における活動であり、職務の遂行に支障がなく、かつその発生のおそれもないこと
 - ②報酬等は地域貢献活動として許容できる範囲であること
 - ③当該年度及び過去5年以内に当該団体との契約、補助、指導・処分を行う職に就いていないこと
 - ④地域の発展・活性化に寄与する活動であること
 - ⑤営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないことが審査の対象となっています。
- また、許可申請書に具体的な活動予定や報酬予定額を記載すること、毎年度末に活動報告書の提出を必須にすることによって、職場の上司だけでなく、人事担当部局も職員の活動状況を把握し、実績報告を受け許可基準を満たさないと判断した場合には翌年度の許可を行わないこととしています。
- これによって、制度の趣旨に反する活動への利用や、公務の遂行に支障が生じるといった制度導入による弊害を未然に防止し、公務の能率を確保しています。
- 制度導入時は、対象職員を在職3年以上の職員とし、活動場所も神戸市内に限ることとしていましたが、若手職員や他都市に居住している職員からの要望を受け、対象職員を在職6カ月以上の職員に拡充し、活動場所の制限も廃止しました（平成30年12月改正）。

さらにこのたび、これまで継続的な地域貢献活動を対象の活動としていたところ、継続的な活動に限らず、単発の活動でもその他の要件を満たせば活動できるように対象活動を拡充しました（令和4年10月改正）。

地域の課題と 制度設計の背景

家族や地域社会の有り様が変化する中、地域ではさまざまな課題が噴出しています。ひきこもり、独居に象徴されるような孤独への対応、子供の居場所づくり、学習支援や食育などの子育てへの対応、見守りや健康寿命の延伸などの高齢者・障がい者への対応など、地域社会は多様で複雑な課題への対応に迫られています。加えて、地域活動の担い手不足の問題も深刻化しています。

これらの課題解決に向け、地方自治体としても全力で対応にあたっていますが、地域団体（自治会・民生委員など）、NPO法人等の皆様の活動が大きな支えとなっているのも事実です。そのような背景を踏まえると、自治体の職員においても、職務を遂行する職員としての顔だけではなく、一人の市民として、こうした社会的活動への参加が進んでいくことは、地域にとって大きな力となります。

地域貢献応援制度の実績 および活用事例

「地域貢献応援制度」は、平成29年4月に

運用を開始して以降、これまで延べ50名の職員が活用しています（令和4年7月末時点）。ここでは、本市職員が制度を利用し、職員の持つ技術や知見、経験を活かして地域課題の解決に取り組んでいる事例を3件紹介します。

①須磨海岸における障がい者支援

1件目は、須磨海岸における障がい者支援活動です。

この活動では、神戸市須磨区にある須磨海岸を、障害を持つという方や高齢者、小さな子供を持つ親など、皆が気軽に楽しめるユニバーサルビーチにすることを目的に、職員がNPO法人を設立し、障がい者や高齢者などを対象とした取り組みを行っています。

これまで須磨海岸上の須磨海水浴場を拠点に海水浴やSUP（スタンドアップパドルボード）、地引網などにチャレンジ。車いすでも砂浜を走行できるビーチマットや水陸両用のアウトドア車いすであるヒッポキャンブ、8人乗りのメガサップを利用し、チャレンジの内容によりその分野のプロとコラボしながら活動しています。



アウトドア車いすのヒッポキャンブを使って海を楽しんでもらうことも

また、活動は海から派生し、山登り、木登り、キャンプ、スキー、田植えなどにもチャレンジを拡大しており、全国のさまざまな

【写真左】フリースペース「いちま」は地域住民交流の場に

【写真中】コミュニティ農園「いちばたけ」でイベントを開催

【写真右】「からとの未来を考える会」で活動



ビーチや観光スポットから問い合わせや協力依頼を受けて取り組みを拡大しています。

神戸市とも協力体制を築いており、海水浴シーズンは市によって障がい者のための利便施設が仮設で設置されていますが、その運営業務を一部担いながら誰でも海水浴ができる場と機会を提供しています。

② 空き家・空き地を活用した

地域コミュニティの場の整備

2件目は、空き家・空き地を活用した地域コミュニティの活性化です。

この活動では、神戸市灘区にある灘中央市場の活性化と地域の魅力向上を目的として、社会課題となっている空き家、空き地を活用し、地域住民の交流の場を提供しています。これらを取り組み始めて今年で4年が経過しました。

空き地の活用では、市場内にある空き地で、コミュニティ農園「いちばたけ」の運営を行っています。農園を管理しながら、定期的に栽培や収穫イベント、ワークショップなどを開催し、地域の人が集まるきっかけづくりを行っています。空き家の活用では、市場内の空き店舗を改修したフリースペース「いちま」を整備し、地域住民の交流の場として開放しながら、定期的にワークショップなどを開催しています。

こうした取り組みもきっかけに、市場に複数の新規出店が相次ぎ、また商店主同士のイベント企画が行われるなど、盛り上がりを見せています。

③ 地域団体のスタッフとして活動

3件目は、地域活動団体のスタッフとしての活動事例です。

この活動は、神戸市北区にある唐櫃^{からと}地域で、「からとの未来を考える会」という地域団体にスタッフとして参加し、住民として少子高齢化や市営住宅跡地問題などの地域課題の解決に向けて地域の人たちと活動しています。

唐櫃地域では、市営住宅の建て替えが進んでいて、その跡地をどのように活用するかという課題を抱えています。同時に、少子化や空き家の増加などでオールドタウン化が進んでいる地域でもあります。そういった課題に対して、地域の人たちはこれからどうしていったらいいのか。行政とはどう連携していけばいいのか。そういったことから、まちづくりを、地域のみんなで考えていくために「からとの未来を考える会」が設立されました。

具体的な活動としては、住民勉強会やワークショップを開催したり、チラシ配布等の広報活動をしたりしながら、住民の意見を集約し「からとの未来構想」を策定することを目指しており、制度を利用している職員は、区役所でまちづくり関連の業務をしていた経験などを活かし、主にイベントの企画や広報活動を担当しています。

市職員が地域活動に携わる意義

地域での課題を解決するための人材が不

足しているのはもちろんのこと、地域の方から「役所とのやり取りに非常に苦慮している」「各方面に提出が必要な申請書類の作成・報告書の作成などを担える人材がない」という声が多く聞こえてくるのも事実です。自治体の職員が地域活動に携わることで、これまでの仕事で培ってきたノウハウ、書類の作成スキルや各方面との調整機能など、公務員が長けているスキルを活かして、地域に参画することにより、地域での活動がより充実していくことを期待しています。

また、職員がこのような地域での活動に携わることは、職員の経験の幅を広げ、自治体職員としての仕事への取り組みが豊かなものになると考えています。神戸市では、約2～5年毎に部署異動があり、必ずしも全職員が市民サービスの提供に直接携わる部署に長く在籍できるとは限りません。

しかしながら、本制度を活用すれば、例えば内部管理業務に従事する職員であっても、地域に出て活動を行うことが可能となり、職員のモチベーションの維持・向上に資すると考えています。地域活動を通して得られた経験・知識は、職員として真の市民ニーズに適合した施策の企画立案につながり、市民サービスの質を向上させるものと評価しており、今後、本制度を利用する職員が拡大していくことを大いに期待しております。